

緑の募金事業（グリーンプラン）実施要領

緑化の推進のための活動を「緑の募金事業（グリーンプラン）」にて実施しようとするものは、この要領により応募するものとする。

1 募金対象となる活動

（１）地域で行う緑化活動であること。

（２）植樹活動、花壇への植栽、森林整備などを地域の公共性がある施設等（学校、公園、道路及び商店街）で行う緑化活動または緑化推進（草刈などの美化清掃活動に当たるものを除く）を目的とする活動であること。

（３）学校で行う、木育などの森林環境学習であること。

※ただし、次のいずれかに該当するものは、対象としない。

（１）個人の利益又は特定の事業者の利益のために行われるもの。

（２）個人の所有地で行う事業。（ただし、会長が適当と認める場合は除く。）

（３）緑化の推進活動を行う団体と認められないもの又は個人が行う事業

（４）「緑の募金事業（グリーンプラン）」としてふさわしくないと認められるもの。

2 事業期間

事業の開始は、交付決定を受けた日からとし、当該事業年度の３月末日までに完了できるものとする。

3 交付対象経費

科 目	区 分	細 分	摘 要
行動費	受入施設費	宿舍、寝具借上げ等	公共施設等を宿舍として一括借上げする場合のみ
	交通費	人員輸送	人員輸送車借上げ料
		公共交通	集合・解散場所から作業現地までの実費
	保険料		ボランティア等障害保険料
環境整備費	作業道等整備費		作業道、歩道等整備経費
資材費	機械・器具	機械器具	購入・借上げ損料
	苗木		
資材等運搬費	運搬費		車両借上げ料
指導者経費	謝金等		旅費・宿泊費を含む
事務費	事務用品費		
	印刷費・通信費		
	その他		

注：次の経費等については、交付の対象となりません。

①ボランティアの労賃

- ②ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
- ③居住地から集合・解散場所までの旅費

4 交付額

1 事業あたりの交付金額は5万円を上限とし、予算額に達した時点で申請受付を終了します。

5 交付対象者

市内に住所を有する事業者、住民団体等で緑化の推進のための活動しようとする者のうち、次の要件を満たしている者

- (1) 交付金の使途に係る条件を遵守することが確実であり、自主的に事業を完遂できること。
- (2) 営利を目的としないこと。

6 応募方法

認定申請書（別紙様式第1号）に必要事項を記入の上、提出すること。

7 申込先

日向市みどり推進会議 事務局（日向市役所農林水産部 林業水産課内）

8 申請受付期間

令和7年11月10日（月）から令和8年2月27日（金）までの期間

9 採択の決定等

- (1) 提出のあった申請書の内容を審査し、実施要領に基づき適当であると認めるときは、交付決定通知を行うとともに、交付金を交付する。
- (2) 交付の決定に当たっては、申請事項に修正を加え、又は、条件を付することがある。

10 実績報告

事業完了後は、10日以内に実績報告書（別紙様式第4号）に事業経費に係る領収書の写しと、事業前・事業中・事業後の状況が確認できる写真を添付の上、事務局まで提出すること。

(問合わせ先)

〒883-8555 日向市本町10番5号

日向市役所 農林水産部林業水産課林業振興係 日向市みどり推進会議事務局

TEL: 0982-66-1029

FAX: 0982-56-0017